

武家に娘が嫁ぐとき

—『月庵醉醒記』所収「御文十箇条」と『幻庵覚書』を手掛かりとして—

榊原 千鶴

一、はじめに

古河公方足利晴氏・義氏に近臣として仕えた戦国武将、一色直朝（一五九七）が記した雑話集『月庵醉醒記』^①に、「二条殿」が記したとされる「御文十箇条」という一通の仮名文が収められている（以下「二条殿の御文十箇条」と記す）。婚家で心の得や処世訓を箇条書きにしたその内容は、小異はあるものの、室町末期成立とされる統群書類従所収『仮名教訓』にはほぼ重なる。消息という体裁および日常生活を営む上での心構えは、時代が下り近世に入って編まれた女訓書にも大きな影響を与えた。承応三年（一六五四）以前刊『女手本 かほよ草』^②を始めとし、類書は『西三条殿息女教訓』『今川了俊息女教訓文』などの書名によっても流布し、明治二十五年（一八九二）刊『烏丸帖』に至るまで、その影響下になった女訓書は二十種を数えるという。^③

ところで、『月庵醉醒記』所収「二条殿の御文十箇条」には、『仮名教訓』やその他類似の女訓書には見慣れない授受に関する次の一

文が冠されている。

二条殿、ゆかりの女君、武家にくだり給ふとき、給ひて、やり給ふ御文十ヶ条。

「二条殿の御文十箇条」の場合、この教えは「武家にくだり給ふ」女性に贈られることを前提とする。したがって、公家の娘が武家に嫁ぐ際に生じる問題とその克服法への配慮を、そこに何うことも可能となろう。

室町末期の社会にあって、武家に娘が嫁ぐとき、果たして彼女に何が求められたのか。本稿ではこの問いかけのもと、武家と公家、双方の文化的背景をもとに施される女性教育の一端を考えてみたい。

二、『仮名教訓』と『月庵醉醒記』所収「二条殿の御文十箇条」

統群書類従所収『仮名教訓』の成立に関して『群書解題』は、作者については「未詳、文体文面より中流の貴族層に属する男子と推測される」と記す。^④一方、伊藤敬氏は、尊経閣本「藤公者実隆也」

の注記や、中川文庫本奥書「此一冊者西三条殿〔実隆公法名号追遥院堯空〕御鍾愛之息女被送御消息云々」により、作者を三条西実隆とし、『実隆公記』明応四年（一四九五）八月二日条「今日始而予遣消息也」の記事をもって、同年七月に九条尚経に嫁した長女への消息であると結論づける。

けれども前に記したとおり、類書がさまざまな書名をもって流布してきたこと、たとえば近世初期の比較的早い時期の写本『女教訓書』（元禄五年写）や後の『烏丸帖』が、『烏丸殿より三条殿御息女へ』との内題をもつことは、仮託された作者伝承の混同を表す一例とも解せよう。実隆作者説の根拠のひとつである中川文庫本奥書にしても、元禄八年（一六九五）と時代が下るものであり、それをもって実隆長女への消息と特定することは難しいと考える。

少なくとも『月庵醉醒記』所収「二条殿の御文十箇条」に限って言えば、武家に嫁す女性宛てである以上、「女君」を実隆の長女とすることはできない。また、実隆の次女も正親町実胤に嫁しており、やはり条件にあてはまらない。手掛かりとなるのは「二条殿」だが、残念ながらそれが誰をさすのかは未詳であり、現時点では、授受いずれについても人物を特定するには至っていない。

ただ、こうした教訓書の流布については、いくつか指摘できる点がある。続群書類従所収『仮名教訓』の場合、末尾に「宗祇法師長うた」として、「若衆身もち」、「よき女房の身もち」、「あしき女房の身持」、「宮づかへによき女房」、「宮づかへにあしき女房」の五部

が続いている。一方、「二条殿の御文十箇条」も、末尾は次のように結ばれる。

只、男をんなの身もちは、「宗祇ほうし長ことば」をみ給ひ、心がけ給はば、よくあるべし。いづれもこゝろ得のまへに候へども、よきうへにもよくと思ひ候て申參らせ候。穴賢。

『月庵醉醒記』では、宗祇の長歌はこの十箇条とは異なる位置にあり、後続しているわけではない。けれども、「宗祇ほうし長ことば」に言及することで、それがこの十箇条とともに、女性に向けての教訓的言辞として享受されるにふさわしいものと認識していたことがわかる。

さらに、『仮名教訓』あるいは「二条殿の御文十箇条」のなかで、嫉妬を戒める心構えを詠んだ和歌の典故として、『西明寺殿狂歌』の名が挙がっていることにも留意しておきたい。『西明寺殿狂歌』とは、『西明寺殿教訓百首』『西明寺殿百首』などの名称によって中世から近世に掛けて流布し、仮名草子などにもしばしば引用されてきた歌集であり、西明寺殿こと北条時頼が子息教訓のために作ったとされる。ただしその歌数は諸本により一定せず、後人による加筆があると考えられている。いま、古典文庫『中世近世道歌集』所収四伝本中、当該の嫉妬を戒める一首を探してみると、東洋文庫蔵『教訓和歌西明寺百首』（室町末期写）にのみ見出すことができる。この東洋文庫本は、『西明寺百首』の前に、女子用の教訓十条と二十六首の女子用教訓和歌を置く。注目すべきは、その十条が「二条

殿の御文十箇条」に重なる内容だということである。あるいはまた、学習院大学には『西明寺殿百首』と『三条西殿息女教訓』とを合わせた写本一冊が存在する。こうした事實は、室町末期頃、若き男女それぞれに向けての教訓がひと組となって、広く巷間に流布していたことを窺わせよう。

近世に入ってから、たとえば承応三年（一六五四）以前刊『女手本 かほよ草』では、「ある人むすめのかたへ教訓の文」と題して、条目の順序は入れ替わり異同を含みながらも、同様の教訓は刊行されることとなる。以下に記すその奥書からは、嫁ぐ女性に向けて、婚家での生活が円滑に運ぶことを願って認められた消息が、やがて手習い用の手本としても利用されるに至る過程が窺える。

わがうとからぬ人、ひとりのむすめもたり。まだきびはなるほどにて、難波津のはなちがきだに、たどくしけれど、鍾愛のあまりに、かゝることづけて、かれが手本にもとて、此案をふところにしてきませり。みづからつたなき筆のすさびに、うつつかはしぬ。兒女のをしへとはいひながら、よの人なべてこのことはりに、過まじくなむとぞ、おぼえはべる。されば、かの桃天の言葉をかりて、かほよ草と名つけ侍る物ならじ。

承応三歳純陽中句

素証子謹書之

君をもふ心もはれぬ 我をもひつれなや君は あはれとつがん

武家に娘が嫁ぐとき（榊原）

手習いを始めたばかりの年端も行かぬ一人娘のために、と知り合いがこの消息を懐に素証子のもとを訪れた。そこで素証子は手習いの手本にとこれを書写して手渡した。幼い子ども向けの教えではあるけれども、その内容は広く世の女性にも通じる教訓であると思われる。よって桃天の言葉を借りて「かほよ草」と名付けるものである、という次第である。『詩経』所収「桃夭」、娘を嫁がせる父の思いを詠った周知の詩をもって、この消息に冠したというわけである。

こうした奥書に接するとき、特定の女性に向けて書かれた教えが、いつしか広く一般にも流布し、さらに手習いの手本としての役割をも担っていった過程を思い描くことができよう。そうした広汎な流布をもって、後世における影響力の大きさを指摘することは十分できる。けれどもいまここで注目したいのは、当初、この教訓が前提とした現実的かつ具体的な状況である。

三、座興の芸能 ―平家琵琶をめぐって―

『月庵醉醒記』所収「二条殿の御文十箇条」が、公家から武家への嫁入りを前提として明記している点、類書では珍しい。いま改めてその前提を思うとき、第八条として掲げられる次の一節は、当時の現実を垣間見せるものと解せるのではないか。

第八、まひ・へいけ・うたひ、又は詩歌そのほか、み事・きごと、ほんそうのざしきにては、みきゝたくなしとも、おもしろ

ろきさまにとりなし給ふべし。さて又、あまりそゞろきたるけしきも、いかゞあるべし。

「奔走」とは「歓待」の意であり、あれこれ苦勞して用意万端整えて人をもてなすことを言う。そうした座敷の常として、幸若舞、平家琵琶、謡といった芸能が供される。その際もてなす側の心得として記される「みきゝたくなしとも、おもしろきさまにとりなし給ふべし」との一節に着目したい。内心の思いは別として、うわべだけでも面白いと感じているように振る舞いなさるのが良い、ということの処世訓めいた言辞を、いかに理解すればよいのか。もてなす側の女性が見聞したくないものとして、たとえば宴席で遭遇する羽目を外した言動が挙げられるだろう。けれども、「まひ・へいけ・うたひ、又は詩歌そのほか」といった芸能を冒頭に列記している点からすれば、そうした芸能を好まない、もしくは不慣れな者への心得として、この条を理解することもまたできるのではないか。つまりここで想像すべきは、公家の娘にとってこの類の芸能は、少なくとも嫁ぐ以前には身近に接するものではなかったということである。幼少よりたしなむべき教養として位置付けられてはいなかった。そうした公家の娘の生育環境をふまえたとき、この教訓の意図するところは最も有効性を發揮するのではないか。心の内では嫌悪していたとしても、そうした表情を露わにはならないとの戒めは、公家の娘が武家に嫁いだ際に実感する違和感に思いを馳せた、心配りの言辞ではなかったか。

たとえば次の第四条なども、公家の女性にとっては適切な注意となろう。

又、男おほみき給ひ、或はうつたち、或はたかの遠道などのくたびれの時は、女ながらも夢もむすばず、用心を心にかけ、人をいさめ給ふべし。

夫が鷹狩りへと出かけて不在の折り、留守を預かる妻が心がけるべきは何か。そうした状況に不慣れな公家の娘への配慮と理解できる。夫たる武家の日常については、やや時代は下るものの、「寛文十年余ノ比、小笠原山城守長頼作之由」という見出しでその心得を詠んだ『小笠原山城守長頼長歌』^⑦の次の一節が参考となろうか。

武の家に生るゝ人のたしなみは、弓を射ならひ馬をのり、鉄砲などに兵法や、太刀打鐘に物を書、読物すぐれ、理を極め、歌や連歌や詩を作り、乱舞も少知りて吉。鷹をつかふハ知行所の、地形をしらん為そかし、鹿狩するハ大勢の、人数くハりの心もち

こうした教養を必須のものとして育った男性を夫とするのである。嫁入りを機に、公家の女性が日常生活の中で直面する戸惑いや違和感、他家という新たな環境というだけでなく、公家と武家という文化的背景を異にする世界への新人によるところが大きかったのではないか。

室町後期成立と考えられる御伽草子『乳母の草子』には、平家琵琶の腕前を自慢する乳母の教育方針を、娘の父である左大臣が退け

る姿が描かれている。御伽草子『乳母の草子』は、左大臣の姫君ふたりに傳く乳母たちの教育方針を通じて、高貴な公家の娘にとって好ましい教養と忌避すべきそれとを描く。公家の娘にとって望ましい教養とは、『源氏物語』や『狭衣物語』に象徴される王朝の物語世界を背景とした古典教養に他ならない。『乳母の草子』後半には、『乳母の文』や『めのとのさうし』の影響が認められることから、貴族女性に向けて書かれた中世女訓書の流れに連なる作品と位置付けられる。だが同時に、「衰退していく公家社会に非公家社会の現実主義が忍び寄っていることを活写している」^⑧点もまた、そこには見てとれるのであり、その意味で『乳母の草子』は、中世後期の時代相を反映する面ももつ。公家社会で尊重されてきた古典教養を身につけた女性が、婚姻を機に婚家で初めて「非公家社会の現実」に遭遇する状況は、決して珍しいものではなかった。そのとき公家の娘が感じる戸惑い、違和感をふまえたうえで、なお、婚家での生活を円滑に進めるための心構えを、「二条殿の御文十箇条」の背後に窺うことができないか。

ところで、武家の娘が同じ武家に嫁いだ場合には、何が求められたのだろう。少なくとも、前に挙げた宴席での違和感などは、さほど感じずにいられたのではないかと想像される。武家の娘にとって平家琵琶は、不慣れな、あるいは忌避すべきものではなく、身近な芸能として慣れ親しんだものであったと推測されるからである。そのあたりを、武家の娘に向けて書かれた教訓書『幻庵覚書』^⑨を通し

武家に娘が嫁ぐとき(榊原)

て考えてみたい。

『幻庵覚書』とは、永禄五年(一五六二)、北条氏康の娘(後の鶴松院)が吉良氏朝に嫁ぐ際、婚家での心得を二十四箇条に記して与えたものである。署名に「そう哲」(宗哲)との法名が見られ、小田原北条五代の時代を生きた当代を代表する文化人、北条幻庵(一四九三～一五八九)の手になるものであることが知られる。箱根権現第四十代別当も務めた幻庵が、七十歳の折り、嫁ぎ行く氏康の娘に宛てて記したのがこの覚書であるという。

『幻庵覚書』には、武家の女性が平家琵琶を語る座頭いかに接するべきかを説いた下りがある。やや長い引用となるが、当時の実態を物語るものとして興味深い資料と考えるので、その項の全文を以下に引く。

一、さとうしゆまいり候ハ、御さか月給、御ひき給候へく候、あなたかたに候はんするさとうしゆまいり候ハ、御ねん比ハ候へく候、なれくしくハ、御おき候ましく候、ついでに御心へ候へ、さとうとても、おとこのめくらきにて候、女中かたへあんないなしに立入物にてハなく候、てんかそのふんにて候、やすき事、やうしゆみん殿の御とき、うちつなくわ一と申候けんきやう候つる、へいけ御き候とて、われくおほへ候て、からかみのまへ、一とめし候つる、その時もやうしゆみんどのハおくのまに御さ候、きんねんさとうと申せハ、いつれもおくかたへまいり候、心へかたく候へとも、御国ふりにて候ま、

一人して申されず候、たゞしミン一なとまいり候ハ、御心や
 すぐ御よひ候てもくるしからず候、おさなくより御しり候、又
 としよりぬるか、ふつつかぬ物にて候、御ねんころよく候へく
 候、さ一これ又おなしこときの物にて候、その外ハなれくいと
 ハめし候ましく候、さて候とも、さとうしゆなと、三こんなど
 のうちにハ、御しやうはんにはめし候ましく候、御つきにて給
 候か、又御またせ候て、のちに御さかな給候て、くこん給候へ
 く候、うこの時ハ、御しやうはんくるしからず候、てんしんと
 うせんの時候、かやうの事ハ、へいせいもかたきをめされつけ
 候て御をき候へく候、きんねんこもとさためかたく候て、き
 ハくとも候ハす候、するかなとハ、さやうの事、きハめてし
 きはうくにて候、御かくご候へく候、

座頭を前にしての心得とは、ざっと次のようなことになろうか。

座頭衆が参上しましたならば、盃を下賜なさり、引き出物を与え
 るように。嫁ぎ先である吉良邸にお仕えする座頭が参上したならば、
 懇意にするのは構わないけれども、慣れ慣れしくしてはならない。
 そうした場合の心得として、座頭と言っても男であることにかわり
 はない、ただ盲目であるというだけのことなことから、本来ならば
 男子禁制の女中方の部屋へ、案内もなく立ち入るなどということ
 はあってはならない。吉良邸に限ってのことではなく、これ
 は世間一般のことだから、難しいことではない。養珠院殿の御時、
 氏綱殿がくわ一と申す検校を呼んで平家琵琶を語らせ聞かれた折り、

我々への挨拶にということ、唐紙の間に一度召されたが、その時
 も、養珠院殿は奥の間にいらっしやうて、唐紙の間にはお出になら
 なかった。近年は座頭というと、いずれも奥方へ参上するのは、感
 心しないことではあるけれども、それも「お国ぶり」ということで
 あると、わたし幻庵ひとりがあるこれ申してもどうしようもないこ
 とである。ただ、座頭のみん一などが参上したならば、気軽にお呼
 びになっても構わない。幼いときからの知り合いであって、また年
 をとっているが、不満を言わず、十分に信頼できる者である。さ一
 もまた、同様の安心なさってよい者である。けれどその他の座頭に
 ついては、馴れ馴れしく召し出したりしてはならない。そうは言っ
 ても、座頭衆など、三献の最中には、ご相伴には召されないように。
 次の間でお酒を与えなさるか、また、三献が終わるまで待たせた後
 に、お肴をお与えになって、お酒を賜るのが良い。うこ(供御力)
 の時は、ご相伴は構わないし、点心を出すのも同じことである。こ
 のようなことは、平生から気風を身につけておかれるべきことであ
 る。近年、こちらでは心得を定めるのがむずかしくて、はつきりと
 もしていない。駿河の今川殿などは、そうしたことは定めて式法と
 して確立している。よくご承知おきいただきたいことである。

北条家で育ち吉良家に嫁いだ氏康の娘にとって、座頭やその奏で
 るところの平家琵琶に接することは、日々の生活の中でごくごく自
 然な出来事であった。その接触が日常的なものであるからこそ、不
 測の事態を招かないようにと、幻庵は彼女に細心の注意を払うよう

促したのである。

ちなみに、『平家物語』ではないものの、よく知られた軍記物語のひとつである『太平記』に関して言えば、とくに北条家の存在は留意すべきものである。^⑩すなわち、北条氏康所蔵の北条本に加えて、永正二年（一五〇五）書写の奥書をもつ今川本『太平記』は、もと、幻庵の父である北条宗瑞が書写させたことが知られている。^⑪そして何より幻庵その人が、覚書を贈った氏康の娘の所望によって、永禄十年（一五六七）に『太平記』を書写し仮名を付して贈っている。^⑫この世田谷本を鶴岡八幡宮の供僧坊相承院の融元が借り出し転写したのが、相承院本『太平記』である。さらに付け加えれば、北条本『吾妻鏡』の存在にも明らかかとおり、北条家には、鎌倉幕府の草創史である『吾妻鏡』もまた秘蔵されていた。こうした環境のもとに長じた氏康の娘にとっては、『平家物語』も当然、身につけておくべき教養のひとつとされていたことは、容易に想像できる。

『幻庵覚書』と先の『月庵醉醒記』所収「二条殿の御文十箇条」とを較べてみると、座頭、そして平家琵琶への心的な距離感の違いは明らかであり、当然のものと言えるだろう。「二条殿の御文十箇条」がその前文に明記するとおり、公家の娘にとって武家に嫁ぐことは、まさに「下る」ことに他ならない。それまでふれる機会のみであつたらう平家琵琶、それを座興とする宴席に居並ぶことは、精神的な負担を伴うものであつた可能性も十分に想像できるのでないか。

武家に娘が嫁ぐとき（榊原）

ところで、『幻庵覚書』中、「やうしゆるん殿」と称されひかれて

いたのは、北条氏綱の室であり、氏康の母と考えられる女性である。幻庵はそうした北条一族の女性を例に、氏康の娘に向けて、懇切丁寧な注意を施している。養珠院の出自は未詳であるものの、大永七年（一五二七）に没したことは知られており、興味深いのはその後室として、関白も務めた近衛尚通の娘が、北条氏綱に嫁しているとの指摘であり、さらに、幻庵の息である氏信もまた、西園寺公朝の娘を妻に迎えている事実である。^⑬こうした場合など、明らかに「下る」と意識すべき婚姻に相当しよう。他家に嫁ぐということそれ自体、異文化との出会いであるに違いない。とは言え、氏康の娘と近衛尚通の娘とを較べた場合、その差異の大きさは、後者が前者を凌ぐものであつたことは想像に難くない。

『仮名教訓』をはじめとする類書の多さはそれとして、少なくとも「二条殿の御文十箇条」が記す「武家にくだり給ふとき、給ひて、やり給ふ御文十ヶ条」という前提と、第四、第八、各条の文言は、その意味で、室町末期の時代相を明瞭に物語るものと言えるのではないか。

四、武家の公家化

公家と武家、文化的差異が多くあるとはいえ、室町期、武家は、公家が営々として築き上げてきた礼法を取り入れること、中央の文

化吸収に実は積極的であった。北条家の人々にあっても、和文の古典文学に強い関心を抱く者がいたことはよく知られたところである。¹⁴⁾たとえば北条氏康は、天文二十三年(一五五四)に近衛尚通の子である聖護院道増に、人を介して『源氏物語』の書写を願ひ出ている。『北条五代記』には、和歌にも親しんだ氏康が、自詠の百首歌を京に送り、三条西実隆に合点を請うたとある。さらに永禄三年(一五六〇)には、実隆の孫に当たる実枝が、北条氏の城下小田原に下向し、和歌を詠んでいる。連歌師の宗長、宗牧などが小田原を訪れことも知られている。このように、小田原北条氏にあっても、中央文化への憧憬は色濃く漂っていた。こうした武家の公家化を垣間見せる場面が、同じく『幻庵覚書』にある。亥子餅の行事の由来を説いた項がそれである。

一、いのこのもちるの事、きんねんおたはらに、しかくくと御
 いわる候ハぬまゝ、やうたい人わすれ候、されともきゝおよひ
 申候ふんハ、御まへゝまいり候四はうの上につミたるもちを、
 一つつ御はさみ、ちやくさのめんく衆ハ三くわんれい山名・
 一色以下のかたくへ被進候、其後たれにても、御ともしゆ御
 せんをもちて、御とをりへいてられ候て、しこうの御ともしゆ・
 きんしゆのしゆへいたさるゝよし承候、国々にある大めいハ、
 代官をのほせ、はいりやう候、大裏の御やうたいをも、西殿へ
 尋申候、当関白さいせんにはいりやう候て、したいに大なこん
 まてはいりやう候、これハ女房しゆのいたさるゝとみえ候よし、

御物かたり、しか□ハ、御いわる候はん時ハ、上らふへハしき
 にハさみてまいられ候へく候、中らうへハ上らふはさみ候、い
 たされしかるへく候、おもてハ、おもてにての御いわるにて候
 へく候まゝ、申事なく候、このいわるハ、天りやくの御かとの
 御とき康保年ちう、むらさきしきふ、しいたしたると、ふるき
 物にハみえ候、大りの御まつりこと、かくくのうちに候、
 ぶけに御いわるも、たかうちいらゐハくけに御なり候まゝ、御
 いわるにて候へく候、ついでなまさいかく申候

亥子餅のことは、近年、小田原ではしかるべきお祝いをしないまま
 に、その様態を人々は忘れてしまつてはいるけれど、わたくし幻庵
 が聞き及んでいることは、あなたにお知らせしておこう。亥子餅の
 儀式の際は、四方の上に積み上げた餅をひとつずつ挟み、そこに着
 座する面々、三管領、四職である山名、一色以下の方々へ差し上げ
 る。その後に、誰でもお供衆が御膳をもって、直に下されるために
 出て、伺候しているお供衆や近習衆へ差し上げるのだと伺っている。
 在国中の大名は、代官を上洛させてこの亥子餅を拝領させている。
 そこで内裏のご様子を西殿に尋ね申し上げたところ、当関白が真っ
 先に拝領され、その後に大納言に至る方々が拝領する。この配る役
 割は女房の担当するところである、とのことであった。そこで、亥
 子餅の祝儀は、上臈へは直に餅を挟んで差し上げ、中臈へは上臈か
 ら餅を挟んで差し上げるのである。これは表向きの祝儀であり、聞
 いたところをそのまま申したのである。このお祝いは、天曆の帝、

村上天皇の康保年間に、紫式部が始めたことであると古い書き物にはある。内裏の政の数々のなかのひとつである。武家社会での亥子餅の祝儀は、足利尊氏以来は武家が公家化したので、この祝儀が行われるようになった。とはいえこれらのことは、幻庵の生覚えである。

小田原の北条家ではすたれつつある亥子餅の儀式について、幻庵が自分の記憶するところを氏朝の娘に伝えておこうとしたものである。年中行事の中でも、とくにここで亥子餅の儀式に言及したのは、十月の亥日に餅を食すと年中の病を避けられという中国の風習に由来するというだけでなく、亥子が多産であることから、女性がそれにあやかろうと十月の亥子の日に互いに餅を献じて祝うという『雑五行書』の説によるからではないだろうか¹⁵。この儀式を始めたのが紫式部であるというのは、『源氏物語』「葵」の巻で、源氏の君が紫上との結婚の儀式である三日夜餅の儀を亥子の祝いに掛けて行おうとしたことによると推測される。とはいえそれが、誤った説であることは言うまでもない。

むしろここで見逃せないのは、亥子餅の儀式について、その内裏でのやり方を幻庵が「西殿」、すなわち三条西実枝に問い合わせている点である。ここにも幻庵と京の公家との交流の跡を認めることができる。幻庵は中央で行われている礼法を尊重すべきものとし、憧憬の思いとともに、その撰取に努めている。こうした姿勢は、次に引く贈り物を下賜する際の注意事項にも見てとれる。

武家に娘が嫁ぐとき(榊原)

(前略) 一さい下ての人に御つかい候こそて、ひろふたにハすへ候ハぬ物にて候、たとへて申候、くほうさまより、三くわんれいはしめめんくにくたされ候も、ひろふたさた候ハす候、御一そくの御かた、きら殿、石はし殿、しぶ川殿などへ御ふくまいらせられ候つる時も、ひろふたハいて候ハぬよし、いせのひつちう物かたり候、そう二なとハ、きんしゆ候へハ、見およひ候つるとて候、くけ衆御けらいへも同事とて候、みのとき殿にて、さるかき二いたされ候こそてを、れん中よりひろふたにすへていて候時、ほうこうのきよう衆はらい候つると、そう二物かたり申候、ついでのさいかく御心へ候へく候

小袖を贈る際のやり方を記した下りの一節である。下手の人に与える小袖は、広蓋には載せないものである。たとえを挙げると、足利將軍の公方様が、三管領をはじめとして主だった人々に小袖を下賜なさるときも、広蓋は用いなさらない。御一族の方々である吉良殿、石橋殿、渋川殿などへ御服を下賜される時も、広蓋は用いられない。伊勢の備中守が話していた。そう二などは近習として伺候し、そうしたやり方を見聞している。公家衆の御家来の場合も同様である。美濃の土岐殿のところで、猿楽を演じた者に下賜される小袖を、簾中より広蓋に載せて差し出したとき、仕えていた京衆は、そのやり方を笑ったと、そう二が話していた。こうしたことのついでで、才覚を心がけておかれるのが良い。

「伊勢の備中守」とははたして誰を指すか。候補のひとつとして、

室町期、幕府の礼法を仕切っていた伊勢家の人物、「備中守」貞陸あたりをあてたいところだが、いかがだろうか。伊勢貞陸は文明から永正期にかけて政所執事、御供衆を務めるとともに故実家としても知られ、『簾中旧記』、『嫁入記』『よめむかへの記』といった故実書を著してもいる。そうした事績を思えば、幻庵がここでその名を引く必然性もあると想像される。いずれにしても幻庵は、下賜の際の作法をはじめとする諸礼法を、中央文化のそれによって確認している。有職故実を弁えない土岐氏が京衆の失笑を買った例を挙げることで、いよいよもってそうした作法の重要性を記していることに留意したい。

五、おわりに

「二条殿の御文十箇条」を収める『月庵醉醒記』の筆者一色直朝もまた、古河公方足利晴氏・義氏の重臣であるばかりでなく、和歌や絵画にすぐれた業績を残した文人武将であった。その家集『桂林集』は、天正三年(一五七五)に三条西実枝の撰を経て成立した。『月庵醉醒記』に収められた雑話が、この三条西実枝をはじめとする京の公家や僧侶、冷泉明融、聖護院道増、飛鳥井重雅らを通じて得られたものであったことを思えば、直朝の親交の広さも知られ、同時に、幻庵との文化的な共時性にも思い至らう。

人がそれまで身につけてきた自らの教養や文化と、他家のそれと

の違いに直面し、困惑する最も象徴的な場面は、嫁入りのときであることは想像に難くない。以後に続く婚家での安寧な日々を願ってなされる教訓の数々は、少なくともその当初にあっては、行き届いた思いやりに溢れるものだったはずだ。類書の多さはそれとして、まずはその心構えの求められた場を想像してみると、二条殿の御文十箇条」に見る「武家にくだり給ふとき、給ひて、やり給ふ御文十ヶ条」という一文に、公家と武家の文化が交流しあう室町末期の時代相の痕跡を認め得るのではないか。

一色直朝と北条幻庵、彼ら文人武将の活動は、室町末期の知識世界の内実を我々に示してくれる。そこに、中央文化への憧憬と、積極的かつ精力的にその吸収に努めた姿が窺える。同時に、応仁の乱以降、歌人や連歌師たちが地方に下り、有力大名の間を往還する動きも起こった。こうした双方方向のはたらきかけによって、中央と地方、その知識世界の均質化は促されたと言えよう。だがその廻間で、わずかな側近とともに異なる文化的環境にひとり身を置くこととなる女性たちがいた。彼女たちに求められたのは、夫や婚家の人々との間に、円滑な人間関係を築き、末永き婚家の繁栄に身を賭すことであった。そのとき、知識は単なる知識としてではなく、日常生活を送る上での心構えや気配りへと生かされることが必要となる。女訓書を手にする面白さのひとつに、こうした日常性への眼差しを認めることがあると考えるが、いかがだろうか。

注

- ① 引用は『月庵醉醒記』（一九八一年、古典文庫）により、私に濁点、句読点、かぎ括弧を施した。
- ② 塩村耕氏所蔵。引用に際しては、私に濁点、句読点を施した。
- ③ 『往来物解題辞典 解題編』（二〇〇一年、大空社）。
- ④ 執筆者、四方一氏。
- ⑤ 「仮名教訓・宗祇短歌」ノート（一）（『和歌史研究会会報』一九七〇年八月）、「仮名教訓」考―室町時代女流文学にからめて―（『中世文学』一九七一年五月）。
- ⑥ 芳賀幸四郎氏『三条西実隆』（一九六〇年、吉川弘文館）。
- ⑦ 『中世近世道歌集』所収（一九六二年、古典文庫）。
- ⑧ 新日本古典文学大系『室町物語集下』『乳母の草子』解説（一九九二年、岩波書店）。
- ⑨ 引用には、『小田原市史』史料編「原始 古代 中世Ⅰ」所収、第三八〇番史料を用い、適宜、荻野三七彦氏『吉良氏の研究』（一九七五年、名著出版）所収、立木望隆氏所蔵本翻刻を参照した。なお消息の執筆年次、幻庵の生没年、幻庵と鶴松院との間柄については諸説あるが、ここでは通説に従った。
- ⑩ 梶原正昭氏『太平記』読みから講釈へ』（『図説日本の古典11 太平記』所収、一九八〇年、集英社）。
- ⑪ 『小田原市史』史料編「原始 古代 中世Ⅰ」所収、第三三〇番史料。
- ⑫ 『小田原市史』史料編「原始 古代 中世Ⅰ」所収、第三七九番史料。
- ⑬ 『小田原市史』通史編「原始 古代 中世Ⅰ」第八章 小田原北条氏の時代「第十一章 戦国時代の小田原文化」参照。
- ⑭ 『小田原市史』通史編「原始 古代 中世Ⅰ」第八章 小田原北条氏の時代」参照。
- ⑮ 山中裕氏『平安朝の年中行事』（一九七二年、塙書房）参照。

武家に娘が嫁ぐとき（榊原）

蔵書『女手本 かほよ草』の閲覧及び撮影をご許可下さった塩村耕氏にお礼申し上げます。

本稿をなすにあたっては、『月庵醉醒記』を読む会（於名古屋市立大学、服部幸造氏研究室）での輪読担当作業をもととした。なお本稿は、文部科学省科学研究費（基盤C一般）による成果の一部である。

Abstract

When a daughter marries into the military family.

SAKAKIBARA Chizuru

The book of “Getsuansuseiki” has the chapter of “The letter of 10 article”. The contents of “The letter of 10 article” made the target by this thesis are about the same as “Kana kyokun” that it came into being in the 16th century end. These contents were read by a woman all the time until it reached the 19th century from the 16th century end. That is said as “jyokunsho” and it is the textbook to educate a woman. It is being written to be the most important to devote oneself for the husband and the house for the woman in this textbook.

By the way and a special preface is added to “The letter of 10 article”. That preface makes it guess relations between the sender of “The letter of 10 article” and the receiver. In other words and a noble’s man sent that letter to the acquaintance’s noble’s young woman. That letter was written toward her who married into the military family. Necessary preparation and a precaution are being written in that letter to live in the house of the military family. Then and those contents coincide with the preface. I want to explain a difference in the culture of the military family “The letter of 10 article” as a clue with the noble of the 16th century end.